

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第7回） 議事要旨

1 日時

令和4年10月4日 午後5時頃～午後6時15分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

「①支援対象」、「②支援の時期、犯罪・被害者の認定」及び「③支援内容の枠組」について、これまでの議論の内容を整理した上で、改めて意見交換を実施した。

ア 「①支援対象」について

対象犯罪について、基本的には個人の性的自由を保護法益とする刑法犯（死傷結果が生じた場合を含む）を対象とすることや、痴漢を除いた特別法犯については、制度創設当初の対象から除外することもやむを得ないことが確認された。また、手続の途中で罪名が変更された場合については、支援の始期・終期、報酬の在り方等について、更に検討が必要であることが確認された。

対象者に関しては、被害者と内縁関係や事実上の親子関係にある者を含むか否かについて犯罪被害者等給付金の支給対象との関係性を含めて慎重な検討を要することや、加害者が被害者の直系の親族等である場合や被害者が未成年である場合の制度設計を更に検討する必要があることが確認された。

イ 「②支援の時期、犯罪・被害者の認定」について

支援の始期は、捜査機関が犯罪・被害者を認定した後にならざるを得ないことが確認されたが、捜査機関関与前から利用できる法律相談制度を創設することの当否・方法等について検討する必要があるという指摘がなされた。

また、支援の終期については、事案の性質等に応じた具体的な終期を検討する必要があることが確認された。

ウ 「③支援内容の枠組」について

本支援制度における報酬の在り方や、民事法律扶助制度との関係における示談交渉の位置付けについては、引き続き検討が必要であることが確認されたほか、公判段階の支援を本支援制度の対象とすることの当否については、被害者参加を行わない被害者等がいることも念頭におくべきとの指摘や、国選被害者参加弁護士制度の趣旨・対象範囲等との整合性等を十分に踏まえて慎重に検討する必要があるという指摘がなされた。

(2) 今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

次回（第8回）の会議においては、前記①ないし③に関する議論を再度整理した上で、本支援制度の利用要件等を含めて更に意見交換を行うこととされた。

イ 次回の会議について

次回（第8回）の会議は、令和4年11月15日午後5時からと指定された。